

元経営第3264号
令和2年3月30日

東京都農林水産部長 殿

農林水産省経営局金融調整課長

特別融資制度推進会議設置要綱第3の4の(1)のイの(ア)の農林水産省経営局金融調整課長が別に定めるものについて

特別融資制度推進会議設置要綱（平成13年9月12日13経営第2931号農林水産事務次官依命通知。以下「設置要綱」という。）第3の4の(1)のイの(ア)の規定に基づき、農林水産省経営局金融調整課長が別に定めるものを定めたので、通知する。

なお、特別融資制度推進会議設置要綱第3の4の(1)のイの(ア)の農林水産省経営局金融調整課長が別に定めるものについて（令和元年7月2日付け元経営第572号農林水産省経営局金融調整課長通知）は、廃止する。

